

防衛庁訓令第74号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第58号第2項及び自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基づき、渉外事務を行う際に着用する副官の飾緒に関する訓令を次のように定める。

昭和33年8月1日

防衛庁長官 佐藤 義 詮

渉外事務を行う際に着用する副官の飾緒に関する訓令

改正	昭和33年10月15日庁訓第97号	昭和56年2月10日庁訓第1号
	昭和36年6月12日庁訓第29号	平成元年3月15日庁訓第12号
	昭和36年10月16日庁訓第62号	平成11年3月19日庁訓第8号
	昭和38年8月6日庁訓第36号	平成7年3月27日庁訓第12号
	昭和40年1月29日庁訓第4号	平成18年3月27日庁訓第12号
	昭和46年2月10日庁訓第2号	平成19年1月5日庁訓第1号
	昭和48年10月16日庁訓第51号	平成19年3月27日省訓第10号
	昭和53年3月27日庁訓第8号	平成29年6月23日省訓第39号
		平成30年3月26日省訓第15号

（目的）

第1条 この訓令は、渉外事務を行う際に着用する副官（副官の渉外事務を代行する幹部自衛官で防衛大臣が指定する者を含む。以下第2条において同じ。）の飾緒（以下「副官飾緒」という。）の制式及び着用について定めることを目的とする。

（着用者）

第2条 副官飾緒の着用者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚長の副官
- （2）陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の副官
- （3）自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、地方総監部、教育航空集団司令部、練習艦隊司令部、護衛隊群司令部及び掃海隊群司令部の副官
- （4）航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の副官

（制式）

第3条 副官飾緒の制式は、別表に定めるところによる。

（着用）

第4条 副官飾緒は、次の各号に掲げる場合に着用するものとする。

- （1）外国に出張する場合
- （2）国内において外国の軍隊、軍艦又は大使若しくは公使館との連絡業務に従事する場合
- （3）前2号に掲げる場合のほか、渉外事務を行うため必要がある場合

2 副官飾緒の着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和33年8月1日から施行する。

附 則（昭和33年10月15日庁訓第97号）

この訓令は、昭和33年10月27日から施行する。

附 則（昭和36年6月12日庁訓第29号）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則（昭和36年10月16日庁訓第62号）

1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この訓令施行日の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の防衛庁訓令（第1条に規定する訓令を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和38年8月6日庁訓第36号）

この訓令は、昭和38年8月10日から施行する。

附 則（昭和40年1月29日庁訓第4号）（抄）

1 この訓令は、昭和40年1月29日から施行する。

2 航空自衛隊の幹部自衛官は、当分の間、常装冬服（第1種夏服）の着用品中「正帽、階級章」を「施行規則別表第4(1)ロに定める礼帽、礼服用階級章」に代えて第1種礼装冬（夏）服とすることができる。

附 則（昭和46年2月10日庁訓第2号）

1 この訓令は、昭和46年2月10日から施行する。

2 この訓令による改正前の制式による副官飾緒は、当分の間、この訓令の改正規定にかかわらず、用いることができる。

附 則（昭和48年10月16日庁訓第51号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和53年3月27日庁訓第8号）

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日庁訓第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則（平成元年3月15日庁訓第12号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成11年3月19日庁訓第8号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日省訓第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成29年6月23日省訓第39号）

（施行期日）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

別 表（第3条関係）

副 官 飾 緒 の 制 式

白色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に銀色の金属製金具（陸上自衛官である副官のものには桜花及び桜葉を、海上自衛官である副官のものにはいかりを、航空自衛官である副官のものにはわしをつけたものとする。）をつける。
形状及び寸法は、次図のとおりとする。

図 副官飾緒の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はセンチメートルとする。

